

[ 事案 20-62 ] 自動更新無効・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 2 月 2 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 5 月 22 日 裁定終了

< 事案の概要 >

保険契約の自動更新を無効とし、自動更新後に支払った保険料を全額返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 7 年 10 月 16 日に契約した 3 大疾病保障定期保険について、同 17 年 10 月 16 日に自動更新されたと保険会社は言うが、下記理由により、新規に契約なされたものと思われ、自動更新は無効(自動更新ではなかった)であり、更新日以降に支払った保険料全額を返還して欲しい。

- (1) (更新時に) 告知書に記入させられた。
- (2) 自動更新確認書に自署していない。
- (3) (更新時に) 担当支社から「契約したでしょう」との電話連絡があった。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立契約は平成 17 年 10 月 16 日付で有効に更新しており、更新日以降に支払われた保険料全額の返還請求に応じることは出来ない。

- (1) 更新手続きには告知は必要はない。申立人は更新直後に一度失効したが、その際に行った復活手続き時に、「復活請求書兼告知書」に自署・押印したと、「自動更新確認書」に自署・押印したことを混同したと思われる。
- (2) 本件自動更新に際し、更新予定日の 4 ヶ月前に「ご契約の更新のご案内」を申立人に送付し、営業担当者が申立人より本件保険契約を更新したい旨の連絡を受け、更新日の 3 日前に面会し「自動更新確認書」に自署・押印を受けた。その際、営業担当者は書類一式を持参したうえで、申立人に対して、更新前後で保障内容は変わらないものの、更新前に比べて更新後の保険料が上がってしまうこと、配当方法が変わることなどについて説明し、申立人はこれに対し特に異議を唱えなかった。
- (3) 平成 7 年に契約した 3 大疾病保障定期保険の約款規定には、「更新後の保険契約には更新日の 3 大疾病保障定期保険約款を適用し」と定めており、契約成立後に 3 大疾病保障定期保険約款が変更されていても、保険契約がその変更された約款に従うことが予定されており、本件保険契約には加入当時の約款規定にもとづき更新日以降は更新時の約款が適用されたが、新たに保障内容の異なる保険契約が締結されたということではない。
- (4) 更新後の本件保険契約につき、「契約年月日」が更新日となっているが、これは更新を迎えた 3 大疾病保障定期保険は機械上更新日が表示される設定であるからであって、更新日に新たに契約がなされたことではない。また、更新後の本件保険契約の商品名も一部変更されているが、それは、更新日時点の保険料割引制度や配当支払方法等が適用されることを示すためにすぎない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社からの提出書類にもとづいて審理を行った結果、下記により、申立人が主張する内容には自動更新を無効とする理由は見当たらないことから、生命保険相談所規程第44条により、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1)更新時に告知書に記入させられたとする点について

申立契約の保険約款には、保険期間が満了する場合、保険契約者が満了日の2ヵ月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新される、という規定(自動更新規定)が置かれており、これは被保険者(申立人)の更新時における健康状態を問題としない趣旨であるから、そもそも更新時に改めて告知書を取り付けることはあり得ない。

(2)自動更新確認書に自署していないとする点について

「自動更新確認書」の申立人の署名は、他の関係書類(裁定申立書も含む)における申立人の署名と比較する限り、申立人自身が自署したものと強く推認される。また、上記自動更新規定によれば、自動更新確認書の徴求は自動更新の要件とされておらず、仮に申立人が自動更新確認書に自署していないとしても、本件自動更新を無効とする事由とはなり得ない。

(3)担当支社から「契約したでしょう」との電話連絡があったとする点について

仮に上記のような電話連絡があったとしても、これが本件自動更新を無効とする事由となり得ないことは明らかである。

**<参考> 申立人加入当時(平成7年)の3大疾病保障定期保険約款の自動更新に関する規定(抜粋)**

1 つぎの場合には、保険契約者がこの特約の保険期間の満了の日の2ヵ月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

8 更新後のこの特約には更新日の3大疾病保障定期保険特約約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。